

贈与に関する
疑問やお困りごとは、
相続セミナーでも
お答えしています!



金融部 金融相談課
せりざわ だいすけ
芹沢 大輔

あれこれ 相談室

「生前贈与は節税対策になる」ということは多くの人が知っていると思いますが、贈与の仕組みまでを理解している人はそれほど多くありません。そこで、今回は贈与の基礎知識と注意点などについてご紹介します。

生前贈与は1年間110万円までの金額であれば、お子さまやお孫さまに贈与をしても贈与税はかかりません。1年間というのは、1月1日から12月31日までの期間のことです。この期間内に110万円を超えるような贈与を受けていた場合は、翌年の2月1日から3月15日までの期間に、財産を受け取った人が贈与税の申告と納税をする必要があります。

よく「110万円を超える贈与をし

A

贈与の仕組みなど基礎知識を身に付けておくことが大切です

Q 贈与するときに何か気をつけることはあるの?

「生前贈与にわかるの?」と聞かれますが、贈与をした時にはわからなくても、贈与をした人が亡くなった時に行う相続税申告の時に判明します。

お子さまやお孫さまの教育費や生活費の援助(贈与)は、110万円を超えたとしても贈与税はかかりません。ただし、これは「必要になった都度、援助した場合」に限られています。したがって、数年分をまとめて渡した場合が非課税になりませんので注意が必要です。

その他にも贈与には注意すべき点がたくさんあります。不安な点や疑問があれば、最寄りの支店にご相談ください。

暦年贈与の仕組み

暦年贈与(暦年課税制度) 基礎控除額の年間110万円まで 非課税で贈与ができる



※1 贈与税は、1人の人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に對してかかります。したがって、1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

※2 複数の人(受贈者)に贈与が可能。ただし、「相続時精算課税制度」を選択した場合は、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税制度」を選択できません。

お問い合わせ

お近くのJA支店、
または
金融部
金融相談課

TEL:055-957-1108
まで



▲なんすん地区の西浦相橋共選場でJA職員から説明を受ける



▲富士地区特産のブルーベリー狩りを楽しむ



◀伊豆の国地区の
置石式ワサビ田を視察

▼お互いに刺激を受けた
意見交換会



輝く!女性部

地区本部交流会を各地で開催



▲三島函南地区の部員が講師となり
燻製ハム作りを指導

部員募集中!

JAふじ伊豆 女性部

部員数 3,945人(令和6年11月30日現在)

主な活動 8地区本部で料理教室などの学習教室、各グループ活動、食農教育活動などを実施しています。

お問い合わせ:生活部ふれあい組織課
TEL:055-957-8037

視察・意見交換会で 親睦を深める

女性部では、広く活発な活動を展開していくことを目的に、地区本部間の交流会を開いています。他地区の視察や意見交換などを通じて、部員同士が互いの活動や各地区の特色などを知る機会になっています。

交流会は、令和4年度から、毎年地区の組み合わせを変えて行っています。本年度は6月から11月にかけて、伊豆太陽と三島函南地区、伊豆の国とあいら伊豆地区、なんすんと富士宮地区、御殿場と富士地区の組み合わせで実施しました。

女性部事務局のふれあい組織課職員は「現在は2地区ごとの限られた人数での交流だが、参加者からは視野が広がるなど好評を得ている。今後はモルック大会などを計画し、全地区本部が一堂に会して交流する機会を考えていきたい」と意気込みました。

ど農業現場や、ファーマーズマーケットの視察のほか、意見交換会では地区の支部活動や女性部に加入して良かった点などを話し合いました。参加した部員たちは互いの地区の魅力を知り、地域を越えて親睦を深めました。